備考

1　この特別徴収票は、地方税法（以下「法」という。）第50条の２及び第328条に規定する退職手当等について使用すること。

2　この特別徴収票の記載の要領は、次によること。

(1)　「住所又は居所」の欄には、特別徴収票を作成する日の現況による住所又は居所を記載すること。

(2)　「支払金額」の項には、自己が支払う退職手当等についてその年中に支払の確定した金額（法第50条の３第２項及び第328条の２第２項の規定によりその例によるものとされる所得税法第202条に規定する退職一時金については、同条の規定により退職手当等の支払を受けたものとみなされる額に相当する金額）を記載し、特別徴収票を作成する日においてまだ支払っていないものについては、これを内書すること。また、その退職手当等の全部又は一部がこれらの規定によりその例によるものとされる所得税法第201条第１項第１号イに規定する特定役員退職手当等（以下「特定役員退職手当等」という。）に該当する場合には、当該特定役員退職手当等の金額を「摘要」の欄に記載すること。

(3)　「特別徴収税額」の項には、法第41条第１項及び第328条の５第２項の規定により徴収される税額を記載すること。

(4)　「勤続年数」の項には、法第50条の３第２項及び第328条の２第２項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第69条又は第70条の規定により計算した勤続年数を記載し、その計算の基礎を「摘要」の欄に記載すること。また、自己が支払う退職手当等又は法第50条の３第２項及び第328条の２第２項の規定によりその例によるものとされる所得税法第201条第１項第１号に規定する支払済みの他の退職手当等の全部又は一部が特定役員退職手当等に該当する場合には、これらの規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第71条の２第２項に規定する特定役員等勤続年数及びその計算の基礎を「摘要」の欄に記載すること。

(5)　次に掲げる場合に該当する場合には、それぞれ次に掲げる事項を「摘要」の欄に記載すること。

(ｲ)　法第50条の３第２項及び第328条の２第２項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第70条第１項第１号の規定の適用がある場合　同号に規定する前に支払を受けた退職手当等に係る期間及び同号に掲げる金額の計算の基礎

(ﾛ)　法第50条の３第２項及び第328条の２第２項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第70条第１項第２号の規定の適用がある場合　同号に規定する重複している部分の期間及び同号に掲げる金額の計算の基礎

(ﾊ)　法第50条の３第２項及び第328条の２第２項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第71条の２第４項第１号の規定の適用がある場合　同号に規定する前に支払を受けた退職手当等に係る期間及び同号に定める金額の計算の基礎

(ﾆ)　法第50条の３第２項及び第328条の２第２項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第71条の２第４項第２号の規定の適用がある場合　同号に規定する重複している期間及び同号に定める金額の計算の基礎

(6)　法第50条の３第２項及び第328条の２第２項の規定によりその例によるものとされる所得税法第30条第５項第２号の規定の適用を受ける者については、その旨を「摘要」の欄に記載すること。

(7)　その退職手当等の支払を受ける者が提出した法第50条の７第１項及び第328条の７第１項に規定する退職所得申告書に、法第50条の７第１項第１号及び第328条の７第１項第１号に規定する支払済みの他の退職手当等がある旨の記載がある場合には、その支払済みの他の退職手当等の支払者の氏名又は名称並びにその支払済みの他の退職手当等に係る(2)及び(3)に規定する事項を「摘要」の欄に記載すること。

(8)　その退職手当等が法第50条の３第２項及び第328条の２第２項の規定によりその例によることとされる所得税法第41条の２の規定により同条に規定する退職手当等の収入金額とみなされるものである場合には、その旨を「摘要」の欄に記載すること。